

(2016.4) 民税の減免」制度の活用を

「少額所得者の減免について」

川崎市には、市民税・県民税の納付が困難な方で、所得金額が「市税条例施行規則」で定める金額以下の方(別表参照)は、市民税・県民税の免除が受けられる川崎市独自の「少額所得者の減免」制度があります。

「減免を申請される方は」

納税通知書が届いてから減免申請書及び生活状況申立書(納付困難理由などの記載用)を市税事務所市民税課へ納期限までに提出することになります。

減免制度の適用については、申し立てによる生活状況等と所得限度額(下記の表参照)により決められます。なお「納税通知書」は例年、6月10日前後に送付されます。

扶養親族数	なし	1人	2人	3人
所得限度額	1,094,000円	1,466,400円	1,824,800円	2,186,380円

4人以上は2,186,380円に1人につき475,300円を加算した金額

扶養親族数には、控除対象配偶者を含みます。